

## パブリックコメント意見募集結果について

### 1. 案件名

(仮称) 「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」に規定する事項 (案)

### 2. 意見募集期間

平成27年4月3日 (金) ~平成27年5月6日 (水)

### 3. 実施機関 (担当所管課)

(1)名称: まちづくり推進課

(2)電話: 06-6902-6642 (直通)

### 4. 閲覧場所

まちづくり推進課、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、図書館本館、図書館市民プラザ分館、市ホームページ

### 5. 受付した意見等の件数

3件 (1名の方から意見が出されました。)

### 6. 意見に対する考え方

意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

意見の概要	意見に対する市の考え方
駅周辺半径100m以内の放置自転車 (国、府、市管理道路に駐輪) については、1時間以上駐輪すれば撤去する。	門真市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、京阪電車の各駅及び地下鉄門真南駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定しており、定期的に区域内の放置自転車に対し警告札の貼付けを行い、一定時間を経過した放置自転車を撤去しております。
撤去保管自転車の返還については、盗難被害にあった自転車についても撤去費用については徴収する。等具体的に条例で規定すればよいと思う。	撤去保管自転車の返還、また盗難被害にあった自転車の撤去費用徴収については、門真市放置自転車等事務処理要領第13条 (保管自転車等の返還) 及び第14条 (盗難自転車等の移送保管費用の免除) に規定しており、本条例での規定は考えておりません。 なお、盗難被害にあった自転車の撤去費用は、盗難した者が自転車を放置しており所有者に非がないため、盗難届において撤去日以前の盗難が確認できた場合は免除しております。

<p>本案のような条例であれば、道交法等の2、3番煎じにしか考えられない。</p>	<p>道路交通法に基づき策定された本条例案は、本市の地域特性を活かし市民に寄り添った条例案となっており、市民に浸透することを期待しております。</p> <p>また、市民の皆様の意識向上や事故防止に繋げるため、自転車利用者をはじめ、それぞれの立場の方々の責務を明確にすることにより、自転車の安全利用を促進するものと考えております。</p>
---	--

(参照)

門真市放置自転車等事務処理要領（抜粋）

(保管自転車等の返還)

**第13条** 保管自転車等の所有者等が引取りを申し出たときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 規則第15条第1項に規定する自転車等返還申請書に必要事項を記入させること。
- (2) 身分証明書、免許証又は、健康保険証等の提示を求め、申請者の住所及び氏名を確認すること。
- (3) 前2号の規定により申請者が自転車等を返還すべき者であると確認できたときは、移送保管費用を徴収のうえ、移送自転車等整理台帳の受領欄に署名及び押印させ、当該自転車等を返還すること。
- (4) 第5条の規定により移送し、保管した有料駐車場内の放置自転車等の返還については、駐車場条例第7条第2項及び第16条第4項の規定により駐車された期間にかかる一時使用の使用料を徴収のうえ、前3号までの手続を経た後、当該自転車等を返還すること。

(盗難自転車等の移送保管費用の免除)

**第14条** 保管自転車等の所有者等が前条の申請の際に盗難届を提出している旨を申し出た場合において、次の各号に掲げるところによりその事実が確認できたときは、移送保管費用を免除することができる。

- (1) 所有者等から盗難届出の日付等を確認すること。
- (2) 前号に基づき所轄の警察署に盗難届出の有無を確認すること。
- (3) 前号の届出による被害日時が自転車等の移送時以前である場合。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な事由があると認めた場合。